

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社エーアイエムが開設するえいむの丘 (以下「事業所」という。) が行う指定認知症対応型共同生活介護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕従業者 (以下「介護従業者」という。) が、認知症の症状を伴う要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、静岡市、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 えいむの丘
- (2) 所在地 静岡県静岡市清水区北矢部780-2

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）計画作成担当者 2名

利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し適切に実施されているか評価を行う。

（3）介護従業者 12名以上

介護職員 介護福祉士等8名以上（常勤職員・非常勤職員）

（4）事務職員 若干名

事務所の経理の事務等を行う。

第5条（利用定員）

当事業所における利用定員は、18名（2ユニット）とする。

第6条（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活を送る住居を準備し、利用者3人に1人以上の介護職員を配置し、共同生活介護を提供する。

第7条（介護計画の作成）

計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第8条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

第9条（利用料その他の費用の額）

指定認知症対応型生活共同介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（その他の費用）

- (1) 家賃 一ヶ月 60,000円
- (2) 共益費 一ヶ月 12,000円
- (3) 光熱費 一ヶ月 20,000円
- (4) 食材料費 一ヶ月 57,000円
- (5) おむつ代、理美容代等個人に係るもの 実費相当分

(1)～(5)を徴収する場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

第11条（衛生管理等）

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

第12条（緊急時等における対応方法）

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所介護職員をあてる。

（2）始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

（3）非常災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（4）非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

（5）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上

②利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年2回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・年2回以上

第14条（その他運営についての留意事項）

従業員の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3カ月以内
- （2）継続研修 年2回以上

第15条（秘密保持）

本事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

本事業所及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

第16条（苦情処理）

本事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設備、担当者の配備、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- （1）本事業所は、提供した指定サービスに関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （2）本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- （3）本事業所は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合から指導又は、助言を受けた場合には、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （4）本事業所は、国民健康保険連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第17条（事故発生時の対応）

本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- （1）本事業所は、前項の自己の状況および自己に際して取った処置について記録するものとする。

- (2) 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (3) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第18条（個人情報保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第19条（記録の整備） 本事業所は、従業者、整備、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- (1) 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保存するものとする。

第20条（身体拘束について）

(1) 利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない

- (2) 緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身の状況並びに理由等を記載し、その記録は完結の日から5年間保存する。

第21条 虐待の防止のための措置に関する事項

1 虐待防止への体制

- (1) 当事業所では、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置し、虐待発生防止に努める。
- (2) ケア会議や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- (3) 虐待防止に関する会議の議題は、施設長が決定する。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
 - ① 担当者会議その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止

策に関すること

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための職員研修

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、これにより虐待の防止を徹底する

3 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

4 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上司に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談をする。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

付 則

この規定は、指定日から施行する。

令和1年10月1日改定施行

令和4年11月1日改定施行

令和6年4月1日改定施行

令和6年8月1日改定施行